

指定居宅介護支援事業所

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(宮城県指定 第0472701192)

当事業所は、御契約者に対して居宅サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上御注意いただきたいことを次の通り説明します。

目 次

1 当事業所が提供するサービスについての窓口	P 2
2 当事業所の概要	P 2
3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容	P 3
4 利用料金	P 4
5 当事業所の居宅介護支援の特徴	P 5
6 サービス内容に関する苦情	P 5
7 個人情報保護について	P 6
8 秘密保持	P 7
9 契約の終了について	P 8
10 事故発生時の対応について	P 8
11 その他の事項について	P 9



社会福祉法人 まほろば

まほろばの里たいわ 居宅介護支援事業所

宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば二丁目 2 番地の 4

TEL 022-344-3310

FAX 022-779-7786

1 当事業所が提供するサービスについての窓口

電話番号	022-344-3310	午前8時30分～午後5時30分
担当者	及川 美保	

※ ご不明な点はおたずねください

2 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所	指定居宅介護支援事業所 まほろばの里たいわ 居宅介護支援事業所
所在地	宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば二丁目2番地の4
介護保険指定番号	0472701192
サービスを提供する地域	黒川郡（大和町 富谷市 大衡村 大郷町） 仙台市泉区の一部（大沢 紫山 泉ヶ丘 高森 寺岡地区）

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	合計
管理 者	1名	0名	1名
介護支援専門員	1名（兼務）	0名	1名
事務職員	1名（併設施設兼務）	0名	1名

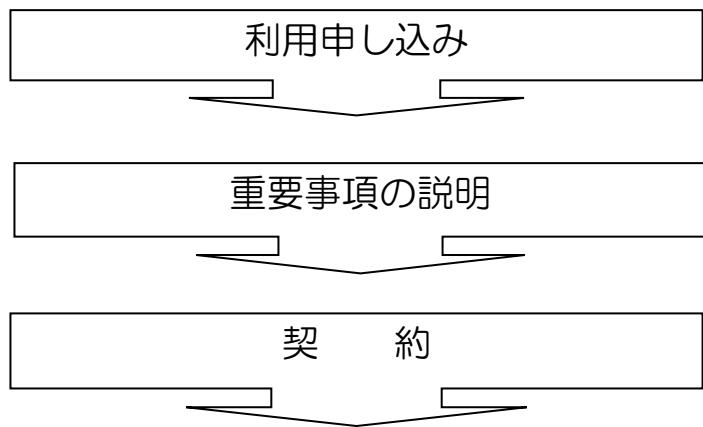
(3) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～金曜日 但し祝祭日、年末年始を除く
休業日	土曜 日曜日 祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
緊急連絡先	022-779-7785（特別養護老人ホームまほろばの里たいわ）

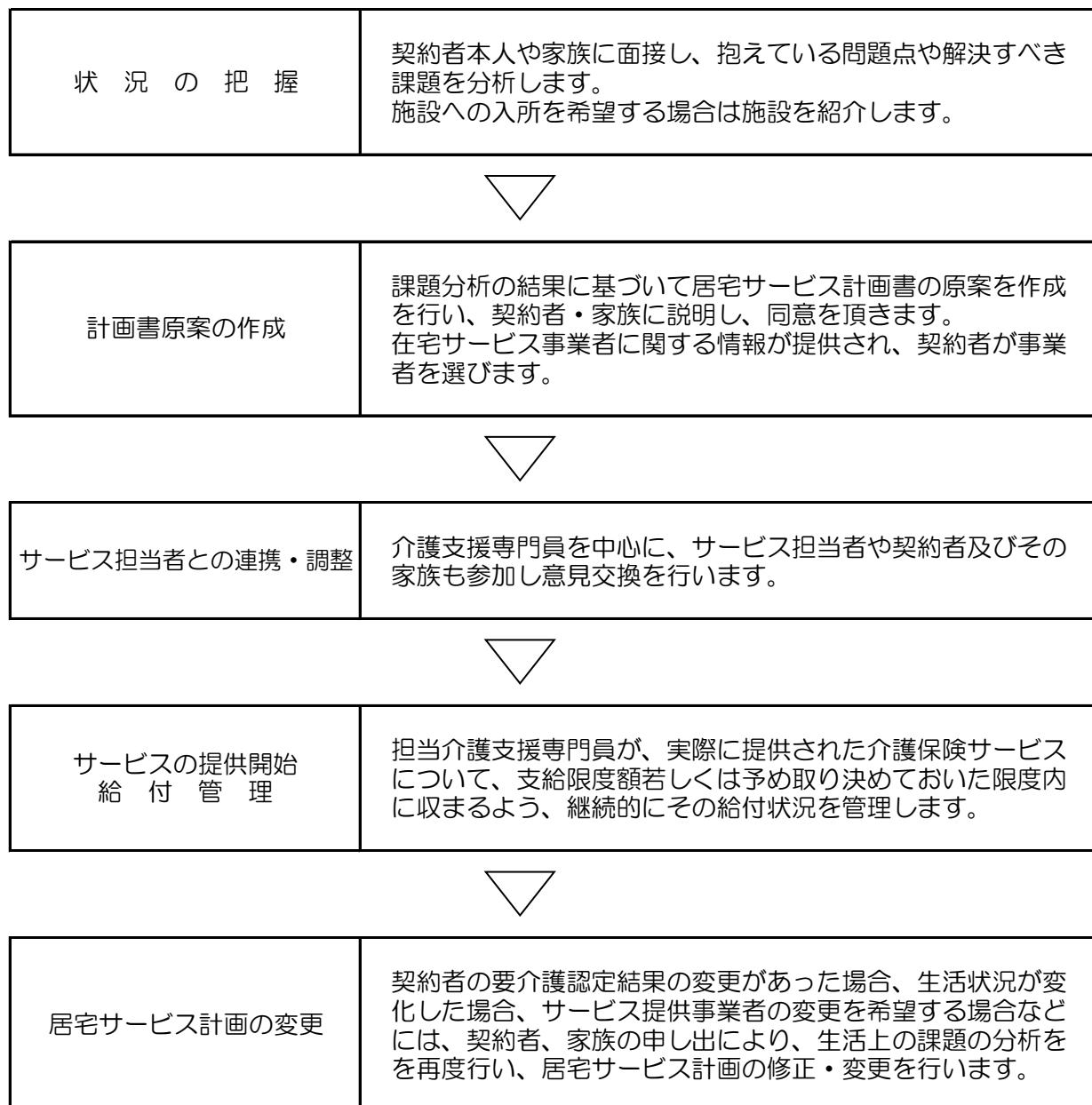
(4) 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理 者	介護支援専門員等の従業者の管理、また、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業員に、厚生労働省令で定められた居宅介護支援の人員基準及び運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	要介護状態等にあるご契約者およびそのご家族の相談を受け、ご契約者がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また、必要に応じて施設サービスをご利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。
事務職員	居宅介護支援事業所の運営上、必要な事務処理を行います。

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



« 居宅サービス計画の作成 »



4 利用料金

□ 居宅介護支援（基本料金）

要介護 1・2 10,860円／月

要介護 3～5 14,110円／月

□ 加算料金

初回加算	3,000円	適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を提供している事。
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している事。
退院・退所加算	4,500～9,000円	退院、退所に当たって、当該病院、施設職員と面談をして利用者に関する必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000円	利用者が指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、利用者に係る必要な情報を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院又は診療所の求めにより、当該病院または診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。
通院時情報連携加算	500円	医療機関において医師の診察を受ける際同席し、その情報を踏まえたケアマネジメントを行った場合。

- ※ 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるため、自己負担はありません。但し、保険料の滞納により、法定代理受領をできなくなった場合、1ヶ月につき要介護度応じて所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

□ 交通費

介護支援専門員が訪問するための交通費は、通常のサービス実施地域内にお住まいの方は一切いただけません。但し、通常の実施地域を超えて訪問する際は、下記の料金を徴収します。

1km 50円 タクシー等を利用した場合、実費

5 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

- ※ 要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等をすることが出来るよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成すると共に、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- ※ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- ※ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- ※ 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・ 居宅サービス計画にあたっての訪問、状況把握、課題分析
- ・ 居宅サービス計画の作成、説明、同意、交付、モニタリング
- ・ 給付管理業務
- ・ サービス担当者会議の開催、連絡調整
- ・ 認定申請の援助
- ・ 介護保険施設の紹介

(3) サービスの利用にあたって

- ・ 介護支援専門員の変更 ・・・ 変更を希望される場合はお申し出下さい。
- ・ 調査（生活上の課題の分析）方法 ・・・ アセスメントのための情報収集シート 及び課題検討用紙
- ・ 契約後、利用者の都合により解約した場合 ・・・ 解約料は一切かかりません。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 相談、苦情受付担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談、苦情を承ります。

担当 まほろばの里たいわ居宅介護支援事業所 管理者 及川 美保

電話番号 022-344-3310

⇒ 受付時間 月～金 8:30 ~ 17:30

(2) 第三者委員

堀 篓 博 司	住所： 宮城県黒川郡大和町吉田字百目木34 電話： 022-345-6477
瀬 戸 善 春	住所： 宮城県黒川郡大和町落合檜和田万五郎2番85 電話： 090-2276-3325

(3) 行政機関その他苦情受付機関

大和町 保健福祉課	所在地	宮城県黒川郡大和町吉岡字西桧木1-1
	電話番号	022-345-7221
	受付時間	9:00~17:00
富谷市 福祉部長寿福祉課	所在地	宮城県黒川郡富谷町富谷字松田30番地
	電話番号	022-358-0513
	受付時間	9:00~17:00
大郷町 保健福祉課	所在地	宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8
	電話番号	022-359-5507
	受付時間	9:00~17:00
大衡村 保健福祉課	所在地	宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地
	電話番号	022-345-0253
	受付時間	9:00~17:00
仙台市泉区役所 障害高齢課	所在地	宮城県仙台市泉区泉中央2丁目1-1
	電話番号	022-372-3111
	受付時間	9:00~17:00
宮城県国民健康保険団体連合会	所在地	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3
	電話番号	022-222-7070
	受付時間	9:00~17:00
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	宮城県仙台市青葉区本町3丁目7-4
	電話番号	022-716-9674
	受付時間	9:00~17:00

※ 本人住所地の各市町村役場・介護保険窓口にご相談ください。

7 個人情報保護について

(1) 個人情報保護に関する方針

当事業所は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- ① 当事業所は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において個人情報を慎重に取り扱います。
- ② 当事業所は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- ③ 当事業所は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- ④ 当事業所は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- ⑤ 当事業所は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- ⑥ 当事業所は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- ⑦ 当事業所は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。

⑧ 当事業所は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、各職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。

⑨ 当事業所は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを当事業所各職員に周知徹底し確實に実施します。

（2）ご契約者等への施設サービスの提供に必要な利用目的

〔事業所内部での利用〕

- ・ 当事業所がご契約者等に提供する居宅介護支援サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ ご契約者に係る管理運営業務のうち、
 - 会計・経理
 - サービス改善・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - ご契約者への居宅介護支援サービスの向上
- ・ 費用の請求及び収受に関する事務

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用〕

- ・ 当事業所が契約者等に提供する居宅介護支援サービスのうち、
 - 医療機関および他の居宅サービス事業者や介護保険施設等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ご契約者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険のうち、
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・ 費用の請求及び収受に関する事務

（3）上記以外の利用目的

〔事業所内部での利用〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち、
 - 居宅介護支援サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
 - 当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用〕

- ・ 特定のご契約者・関係者についての事例の学会、研究会等での報告は、氏名、生年月日住所等を消去することで匿名化する。匿名化が困難な場合は、本人の同意を得る。
- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

8 秘密保持

- ・ 当事業所は、業務上知り得た契約者またはその家族の秘密を厳守します。
- ・ 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り契約者またはその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ・ 当事業所は、サービス担当者会議等において、契約者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ契約者またはその家族からの同意をいただきます。

9 契約の終了について ※ 契約書第12条参照

(1) 契約者からの申し出によりサービスを終了する場合

文書によりお申し出する事により、いつでも解約できます。

(2) 事業所の都合によりサービスを終了する場合

人員不足等止むを得ない事情によりサービスの提供を終了する場合があります。その場合、1ヶ月前までに文書にて通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介します。

(3) 事業所からの申し出によりサービスの終了をする場合

契約者又は家族が事業所や介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの下記に掲げるような背信行為を行った場合、文書で通知することにより即座にサービスの提供を終了させていただく場合があります。

- ①居宅介護支援の実施に際し、契約者又はその家族がその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
- ②契約者又はその家族が、故意又は重大な過失により事業者若しくは介護支援専門員の生命・身体財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（身体的暴力（たたくなど）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴るなど）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手を触れるなどの行為を含むなど））を行うことによって、本契約を継続し難い重大な事情を発生させた場合。

(4) 契約の自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- ①契約者が介護保険施設に入所した場合。
- ②契約者の要介護認定区分が、非該当（自立）要支援1、要支援2と認定された場合。
- ③契約者が死亡した場合。

※ 要支援1・2に認定された場合、契約者がお住まいの地域の地域包括支援センターを紹介します。

10 事故発生時の対応について

事故が発生した場合は、契約者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じると共に、速やかに家族等及び関係諸機関に事故の発生状況及び今後の対応等について報告します。

事故等により要介護認定に影響する可能性がある場合には、市町村（保険者）に事故の概要を報告します。

また、事業所が契約者に対して提供した居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1.1 その他の事項について

当事業所の概要

法人の種別・名称 社会福祉法人 まほろば
代表者職・氏名 理事長 菅 原 一 博
法人所在地 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば二丁目2番地の4
法人の事業
1 指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム まほろばの里たいわ」
事業所番号 (ユニット型個室) 0472701051
(多床室) 0472701069
2 指定短期入所生活介護「ショートステイ まほろばの里たいわ」
事業所番号 0472701036
3 指定通所介護「デイサービスセンター まほろばの里たいわ」
事業所番号 0472701044

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報について説明を行いました。

所在地 〒981-3632 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば二丁目2番地の4

名称 まほろばの里たいわ 居宅介護支援事業所

説明者職・氏名 管理者 及川 美保 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の説明を受け、サービス提供開始に同意しました。

契約者

住所

氏名 印

電話番号

